

吹田市公立保育所民営化庁内検討会議設置要領

制定 平成25年4月1日

(設置)

第1条 吹田市公立保育所の民営化に関し、必要な事項を検討するため、吹田市公立保育所民営化庁内検討会議（以下「検討会議」という。）を設置する。

(所掌事務)

第2条 検討会議は次に掲げる事項について検討を行う。

- (1) 吹田市公立保育所民営化実施計画案の策定に関する事項
- (2) 前号に掲げるもののほか、吹田市公立保育所の民営化に関し必要な事項

(構成)

第3条 検討会議は、別表1に掲げる委員をもって構成する。

- 2 委員の任期は、前項の検討が完了するまでの期間とする。

(委員長及び副委員長)

第4条 検討会議に委員長及び副委員長を置き、委員長は、別表1に掲げる委員のうち、こども部担当副市長の職にある者をもって、副委員長は、別表1に掲げる委員のうち、こども部長の職にある者をもって充てる。

- 2 委員長は、検討会議を代表し、会務を総理する。
- 3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるときはその職務を代理する。

(会議)

第5条 検討会議の会議は、委員長が召集し、委員長が議長となる。

- 2 検討会議は、委員の半数以上の出席がなければ、会議を開くことができない。
- 3 検討会議の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、委員長の決するところによる。

(作業部会)

第6条 検討会議の所掌事務の円滑な遂行のため、検討会議に作業部会を置く。

(作業部会の構成)

第7条 作業部会は、別表2に掲げる者及びその他委員長が指定する者をもって構成する。

(作業部会長及び副作業部会長)

第8条 作業部会に作業部会長及び副作業部会長を置き、作業部会長は、別表2に掲げる者のうち、こども育成室長の職にある者をもって、副作業部会長は、別表2に掲げる者のうちから、作業部会長の指名する者をもって充てる。

2 作業部会長は、作業部会を代表し、会務を総理する。

3 副作業部会長は、作業部会長を補佐し、作業部会長に事故があるときはその職務を代理する。

4 作業部会長は、作業部会の会議の議長となる。

(委員以外の者からの意見の聴取等)

第9条 市長は、必要に応じ委員以外の者に、会議への出席を求めて、その意見若しくは説明を聴き、又は資料の提出を求めることができる。

(庶務)

第10条 検討会議の庶務は、こども部こども育成室保育幼稚園課において処理する。

(委任)

第11条 この要領に定めるもののほか、検討会議の構成及び運営に関し必要な事項は、委員長が定める。

附 則

この要領は平成25年4月1日から施行する。

別表1

副市長	こども部長	総務部長	行政経営部長
福祉保健部長	教育総務部長	学校教育部長	

別表2

こども育成室長	人事室長	行政経営部総括参事	子育て支援室長
地域福祉室長	教育政策室長	子育て支援室参事	保育幼稚園課長
こども育成室参事 (事業担当)	こども育成室参事 (入園担当)	こども育成室参事 (政策担当)	公立保育園長